



2022年12月9日

各 位

会社名 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 荒木 哲也  
 (コード番号 6573 グロース)  
 問合せ先 管理部 部長 寺本 直樹  
 (TEL 03-6435-7130 (代表))

**第三者割当による新株式発行、第10回新株予約権の発行、  
 コミットメント条項付第三者割当契約並びに  
 親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

当社は、2022年12月9日開催の取締役会において、2022年12月27日開催予定の臨時株主総会で関連する議案が承認されることを条件として、下記のとおり第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行、第三者割当による第10回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、これらを総称して「本件第三者割当」といいます。）を行うこと、及び金融商品取引法による有価証券届出書の届出効力発生後に、新株予約権の大量行使制限条項及びコミットメント条項を規定した第三者割当契約（以下「本新株予約権引受契約（古知）」といいます。）を株式会社古知（以下「古知」といいます。）との間で締結し、古知以外との割当予定先との間で新株予約権の大量行使制限条項を規定した第三者割当契約（以下「本新株予約権引受契約（その他割当予定先）」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、本件第三者割当により、当社の親会社、主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

なお、当社は、本日、発行可能株式総数の変更に係る定款変更についても併せて決議しておりますので、詳細は、2022年12月9日付「臨時株主総会開催日及び付議議案の決定並びに定款の一部変更、代表取締役の異動に関するお知らせ」をご確認ください。

## 記

## I. 第三者割当による新株式発行及び第10回新株予約権の発行

## 1. 募集の概要

## &lt;本新株式の概要&gt;

(1) 払 込 期 日	2022年12月28日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 2,444,445 株
(3) 発 行 価 額	1株につき 270 円
(4) 調 達 資 金 の 額	660,000,150 円 (差引手取概算額 651,750,150 円)
(5) 資 本 組 入 額	1株につき 135 円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	330,000,075 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり本新株式を割り当てる。 麻布台1号有限責任事業組合 1,888,890 株 アルファソリッド株式会社 370,370 株 鄭丁超 185,185 株
(8) そ の 他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び2022年12月27日開催予定の臨時株主総会における新株式発行に関する議案の承認を条件としております。

## &lt;本新株予約権の概要&gt;

(1) 割 当 日	2022年12月28日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	50,370個
(3) 発 行 価 額	15,362,850円 (本新株予約権1個当たり 305円)

(4) 当該発行による潜在株式数	5,037,000株（本新株予約権1個につき100株）
(5) 資金調達の額	1,375,352,850円（差引手取概算額1,364,602,850円） （内訳） 新株予約権発行分 15,362,850円 新株予約権行使分 1,359,990,000円
(6) 行使価額	1株当たり270円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方式により、以下のとおり本新株予約権を割り当てる。 麻布台1号有限責任事業組合 18,888個 アルファソリッド株式会社 3,704個 鄭丁超 1,852個 古知 25,926個
(8) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び2022年12月27日開催予定の臨時株主総会における新株予約権発行に関する議案の承認を条件とします。また、当社は、古知との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権引受契約（古知）を締結する予定です。加えて、当社は、麻布台1号有限責任事業組合、アルファソリッド株式会社、鄭丁超ともコミットメント条項を付していない本新株予約権引受契約（その他割当予定先）を締結する予定です。詳細は、「(3) 本資金調達方法の概要及び選択理由<本資金調達方法の概要>」に記載しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の背景、目的及び理由

（債務超過解消の必要性及び内部管理体制・ガバナンス体制強化の必要性）

2021年5月17日付「2021年12月期第1四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書提出及び第三者委員会の設置に関するお知らせ」で公表したとおり、当社は、当社元役員による不適切な資金流用が発覚したため、外部の専門家により構成された第三者委員会による調査（以下、「第1回調査」といいます。）を実施いたしました。第1回調査による調査費用や決算訂正にかかる訂正監査の費用等を計上した結果、2021年12月期第3四半期末において当社は33百万円の債務超過となりました。

当社はそのような状況を踏まえて、2021年12月14日付「第三者割当により発行される株式の募集ならびに主要株主である筆頭株主の異動（予定）に関するお知らせ」にて開示のとおり、2021年12月30日を効力発生日とする第三者割当増資により203百万円の資金調達を実施することで、2021年12月期における債務超過の解消を見込んでおりました。

しかしながら、2022年2月1日付「第三者委員会の設置及び2021年12月期決算発表の延期に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社台湾子会社における過去の取引が架空売上であった疑義並びに当社子会社における過去の売上・費用が適切な期に計上されていないなど、第1回調査では発覚しなかった疑義を認識したことから、再び外部の専門家により構成された第三者委員会を設置し、疑義の調査を実施いたしました（以下、「第1回調査」で指摘された問題と併せて「不適切会計問題」といいます。）。

そして、当社は、前連結会計年度（自2021年1月1日至2021年12月31日）まで継続して営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、前連結会計年度末（2021年12月末日）に、債務超過となり、また、これらにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

その結果、当社は、上場廃止基準（2022年4月4日改正前有効証券上場規程第603条第1項第3号本文）に定める債務超過の状態となったことから、2022年5月11日において、猶予期間入り（猶予期間は2022年1月1日から2022年12月31日まで）をしたため、2022年12月31日までに債務超過を解消できない場合には、上場廃止基準に抵触し上場廃止となるリスクがあります（有効証券上場規程付則第2条第9項（施行日：2022年4月4日）の規定により、猶予期間に該当した日から新市場区分の上場廃止基準における改善期間に該当していたものと取り扱われております。）。そして、当社の足許における財政状態及び経営成績の状況として、第3四半期連結累計期間（自2022年1月1日至2022年9月30日）においては、売上高358百万円（前年同期比23.5%減）、経常損失124百万円（前年同期は経常損失71百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失117百万円（前年同期の四半期純損失207百万円）であり、同累計期間末時点における現金預金残高が55百万円となり、今後の運転資金、2022年9月30日付で株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」とい

います。)に提出した「改善計画・状況報告書」に記載した施策を実行するための資金、古知に対する社債の償還資金、過年度における決算の訂正に伴う第三者委員会による調査費用や過年度決算訂正費用にかかる未払金の支払、有価証券報告書等の虚偽記載に伴う課徴金などの支払いについて、現時点で保有している資金のみでは支払が不可能な状況であることに加え、同累計期間末現在において487百万円の債務超過の状況にあります。

また、当社が、不適切会計問題に関し、2021年7月14日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」を開示したことを受け、同年8月19日付で東京証券取引所から改善報告書の提出を求められたため、当社は、東京証券取引所に、同年9月2日付で改善報告書、また、当該改善報告書の提出から6ヵ月を経過した2022年3月16日付で改善状況報告書を提出しました。しかしながら、東京証券取引所からは、これらの報告書に記載の改善措置では、第1回調査後に発覚した不備に係る改善措置として不十分と認められるため、別途改善を求められたとともに2022年6月16日に特設注意市場銘柄に指定され、内部管理体制の問題点が指摘されております。そして、特設注意市場銘柄に指定された後、当社は、2022年9月30日付で、東京証券取引所に対し「改善計画・状況報告書」を提出し、当該報告に記載した改善措置項目（経営体制の刷新と経営責任の明確化、コーポレートガバナンス体制の強化、情報収集体制の強化、内部監査体制の見直し、監査等委員会における監査の実効性担保、社内規程の整備・改定及び業務フローの見直し、コンプライアンス意識の向上）の施策を実行することに致しました。なお、東京証券取引所が、特設注意市場銘柄指定後1年以内に、当社の内部管理体制等について改善されず、改善の見込みがなくなったと認めた場合、また、当該指定後1年6ヵ月以内に、当社の内部管理体制等の改善がなされなかったと認めた場合、その他、当該指定期間中に当社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと判断された場合には、当社株式は上場廃止になることから、上場廃止回避のために、改善計画・状況報告書に記載した施策を実行することが必要な状況にあります。

当社は、以上の状況及び当社が上場を維持する上において抱える問題点を早期に改善すべく、債務超過を速やかに解消するとともに、不適切会計問題での第三者委員会の提言を踏まえ、経営・ガバナンス体制と内部管理体制の改革に取り組み、当社の早期再建を進めて参る所存であります。

(当社の置かれた経営環境・事業環境、当社の認識している課題及び施策)

上記に加え、当社は、既存の事業活動を着実に実行し、さらなる企業価値の向上を目指しておりますが、当社の置かれている経営環境・事業環境、当社の認識している課題及び施策として、以下のとおり考えております。

当社グループは「個の力を最大化し、“小さな経済”を成長させる」をミッションに掲げ、企業やブランドのファンの育成・活性化を支援するアンバサダーマーケティング事業を主軸事業としております。

またグループ事業として、SNSアカウント運営の自動化支援ツール「DIGITALPANDA（デジタルパンダ）」(株式会社popteam)を展開しています。

当社が提供するサービスは、アンバサダーマーケティング事業、D2C/SMBサクセス事業、の2つのサービスから構成されております。このうち、当社の主力事業であるアンバサダーマーケティング事業においては、企業や商品のファンを組織化し、SNSを通じた1人ひとりのクチコミの促進・分析が可能な「アンバサダープログラム」(※)を提供しています。「アンバサダープログラム」では、当社が持つSNS分析にて得た技術・ノウハウを活用し「アンバサダー」(好きな企業の商品やサービスについて自発的にクチコミや推奨するファン)を通じて、周囲の友人や知人に顧客企業の商品やサービスの魅力を伝えることを促進する支援サービスを提供し、顧客企業がより効果的なマーケティング活動を行うための支援事業となります。当社では、影響力の大きい「アンバサダー」の発見、登録、分析、抽出、連絡に使用する基幹システムである「アンバサダープラットフォーム」を導入しており、プログラム運用支援やクチコミを促進するための施策の企画・運営支援など、様々なサービスを提供しております。

(※)「アンバサダープログラム」は、主に大手メーカーやサービス提供事業者に対して、一定期間ごとに契約を更新する形態で、中長期のマーケティング支援を行うサービスとして提供してきております。

アンバサダーマーケティング事業の主な収益は、アンバサダープラットフォームのシステム利用料などの月額固定費用と、アンバサダーの獲得施策としてリアルイベントの開催やモニター施策などの実施による追加施策費用から構成されます。このうち、当社にとって収益性が高い費用は、アンバサダー獲得のためのリ

リアルイベントなどの施策を実施することにより発生する追加施策費用となっております。なかでも、リアルイベントの開催は、当社の創業以来、新規顧客獲得の手段として定期的に開催していたこともあり、当社の施策メニューの中でも受注件数、受注金額ともに一番大きく、当社の収益面においてもリアルイベントの開催に伴う追加施策費用は非常に大きいものとなっております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年3月に実施予定だったリアルイベントを中止することとなり、代替となる新規顧客獲得手段をすぐには確立できなかったことから、追加施策費用の獲得を見込むことが難しくなりました。さらに、リアルイベント開催が困難となったことにより、サービスの導入を見送る顧客候補も多く、新規契約の獲得が困難な状況となりました。また、その後も新型コロナウイルス感染拡大の影響が継続することにより、顧客企業が新たにマーケティング活動を行うことに慎重な姿勢を示されるようになり、顧客企業によっては、マーケティング費用の見直しを行った結果、解約に至る企業も現れるようになったこと等から、見込み顧客の獲得が2020年以前のペースを大きく下回る状況が続いておりました。

2021年からは、リアルイベントの開催に代わり、オンラインセミナーを定期的に開催するようになり、見込み顧客の獲得は、以前のペースを上回るようになりましたが、オンライン化したことにより参加ハードルが下がったことで、セミナー参加者の数は確保できたものの、確度の低い見込み顧客の割合が増えている状況となり、結果的に2020年以前よりも成約に至るまでのリードタイムが伸びており、また、顧客単価も低下するという現象が生じていることから収益性の改善には至っていない状況にあります。

加えて、上記した2021年に発覚した当社の元役員による資金流用を契機とした不適切な会計処理に起因して、当社のガバナンス体制への不安から、顧客企業からの解約申し出や新規契約の締結を見送るケースが頻出したことにより、さらなる売上の低下を招き、サービスの継続性について懸念される状況となっております。現在当社では、改善計画の一環として進めている経営体制の刷新と経営責任の明確化における関与した役職員への措置対応を検討するプロジェクトにおいて損害賠償請求の検討を進めており、本プロジェクトは複数の法律事務所の弁護士および当社社内役員にて構成され、第三者委員会の調査や社内調査の内容を再検討し、不正への関与者に対する損害賠償請求の判断を検討することとなっております。なお、損害賠償請求はまだ検討中であり、回収出来ておりません。

そのような状況のなか、当社は、不適切な会計処理に対する調査や開示書類の訂正に係る費用として総額188百万円を支出しております。また、東京証券取引所からの上場契約違約金（9百万円）のほか、古知に対する社債の償還資金（291百万円）に加え2022年11月2日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告に対する答弁書提出のお知らせ」にて公表しましたとおり、有価証券報告書等の虚偽記載に伴う課徴金として69百万円の支払いも予定しており、第3四半期連結累計期間（自2022年1月1日至2022年9月30日）における当社の経営成績は、売上高358百万円（前年同期比23.5%減）、経常損失124百万円（前年同期は経常損失71百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失117百万円（前年同期の四半期純損失207百万円）となり、資産の状況についても当第3四半期連結累計期間末において債務超過（△487百万円）となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。そして、上記のとおり、当社は、上場廃止基準に定める債務超過の状態となったことから、2022年5月11日において猶予期間入りをしたため、2022年12月31日までに債務超過を解消できない場合は上場廃止基準に抵触し上場廃止となるリスクがあります。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期化する中、マーケティング市場も一定の落ち着きを見せ始めており、ファンマーケティングの需要も次第に大きくなってきているため、当社サービスへの問い合わせや商談の機会も着実に増えてきております。このような状況から、当社としましては、アンバサダーマーケティング事業の可能性はまだ残されていると認識しており、当該事業を着実にかつ速やかに成長させていくためには、当社の財務基盤の安定化を図るとともに、顧客企業からの信頼を取り戻すため、2022年9月30日付「改善計画・状況報告書の公表について」にて公表した「改善計画・状況報告書」に示した改善計画を着実に実行しガバナンスを強化するための実行資金も調達する必要があると考えております。

また、上記のとおり、当社は、2022年6月16日に特設注意市場銘柄に指定されているところ、同銘柄指定からの解除を受けるために、内部管理体制・ガバナンス体制の強化等に尽力していく必要性が高いと考えております。この点、現時点においては、ガバナンス強化委員会の設置、役員選任基準や適合状況の検討フローの見直し、外部機関への内部通報窓口の設置、内部監査体制の見直し、監査等委員会における監査の実効

性担保といった施策を完了しており、体制や制度面についてガバナンス体制の強化・改革を進めておりますが、運用面について引き続き、内部管理体制・ガバナンス体制の強化・改革を進めていく必要があると考えており、更なる施策を実施する必要があるところ、その資金が不足しているため、今回の資金調達を実施し、後記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「(2) 調達する資金の具体的な使途(本新株式)」の「②ガバナンス強化投資」に記載の施策を実施することを考えております。

また、当社が新規顧客を獲得するには、財務基盤の安定化やガバナンスの強化に留まらず、新サービスの導入や新しい機能の開発・追加をすることでサービスの付加価値を高めていく必要があると考えております。当社は、これまで主に大手メーカーやサービス提供事業者に対してマーケティング支援サービスを提供して参りましたが、自社のファンによるクチコミのマーケティング効果が高いとの認識が浸透してきていることから、中小規模の消費財メーカーや EC 事業者においても、アンバサダーを活用したマーケティング活動の需要が期待できると考え、2021 年 10 月より中小事業者が簡易にアンバサダーを活用したマーケティング活動を始められるツール「アンバサダープラットフォーム セレクト」のサービスを開始いたしました。また、ブランド理解度の高いファンをインフルエンサーとして起用し、ダイレクトに繋がるソリューション「ファン キャスティング」のサービスも開始いたしました。今後、これらの新サービスの知名度を広め、貢献度を高めていくためには、セミナーや説明会の実施や影響力のあるインフルエンサーとタイアップするイベントの実施が必要となり、それらの開催費用や企画する人員の確保も必要となっております。

また、当社が提供するアンバサダー支援サービスは、顧客企業に対し、各企業の要望に合わせて、アンバサダーのクチコミ効果を分析するシステムの提供から、クチコミを促進するための体験イベントの企画・運営まで総合的に支援することで大手消費財メーカーを中心に採用され実績を積んでまいりましたが、今後、クチコミによるマーケティングを幅広く様々な業界に提供していくために、すでに顧客企業にて組織されているファンクラブを対象としたサービスの機能を拡充することを検討しております。

また、2022年9月に、SNSのクチコミが生活者の購入や来店に与える影響を当社にて調査を実施したところ、購入検討時に最も影響を受けるのは「SNS検索」で偶然みつけたクチコミであるとの結果が得られたため、アンバサダーのクチコミを活性化する当社のアンバサダー支援サービスが生活者の購入・来店に効果的であることがわかりました。このため、アンバサダー支援サービスの付加価値の向上及び購買による売上の増加を目的としたアンバサダー専用のEC機能の開発も検討しており、ファンクラブ向けのサービスの機能拡充及びアンバサダー専用のEC機能の開発など、今後も継続的な機能開発が必要になると考えております。

さらに、当社が置かれている厳しい事業環境の下で成長するためには、影響力の大きい「アンバサダー」の獲得のための選択肢を増やし、かつ、スピード感をもって進めていく必要があり、そのためには、自社のリソースだけに頼るのではなく、SNSなどの運用ノウハウに長けている企業と新たに事業連携を行うことも必須になると考えており、業務提携に関して話を進めている企業もありますが、本件第三者割当が実行し、当社の債務超過が解消されるとともに当社のサービスが継続して提供できることが前提となっているため、本件第三者割当以後、引き続き業務提携についても検討をしていきたいと考えております。

なお、当社は、本件第三者割当に際し、資金調達の目的・必要性、既存株主に与える希薄化の影響等を検証し、かつ、取締役会の意思決定の内容やプロセスの適切性を確保する目的で、2022 年 10 月 13 日に当社にて新設したガバナンス強化委員会に対し、2022 年 11 月 10 日及び 2022 年 11 月 24 日並びに 12 月 8 日の三度にわたり、本件の資金調達の目的・規模・内容、資金使途、既存株主への影響及び今後の事業展開への影響等、多岐にわたる事項について諮問致しました。ガバナンス強化委員会からは、当社における資金調達の必要性及び資金使途の考え方については一定の理解ができるものの、資金使途の根拠となる情報を適切に収集し取締役会においても当該資料を基に検証すべきこと、特に債務超過解消目的以外の資金使途についてはその必要性について十分な審議・検討を要すること、本新株予約権の評価報告書の内容については当該委員会に対しても適切な説明を求めること等の指摘・助言がなされました。また、本件第三者割当の一部の割当予定先との関係では、本件が関連当事者取引に該当するものの、資金調達の目的・必要性、割当予定先の選定理由及び発行価額を巡る交渉経緯等、当該取引に係る意思決定の透明性・公平性は確保されているとの意見を得ております。

当社は、かかる指摘・助言・意見を踏まえ、ガバナンス強化委員会に対し、必要な資料を提示し、説明を行い、当社取締役会としても、十分な審議・検討を経たうえで、最終的に本件第三者割当の決議をするに至っております。

## (2) 本資金調達方法の選択理由

当社は、債務超過の解消、並びに、企業価値の向上を目指すに当たり、既存株主への影響を抑えながら機動的な資金調達ができる方法を検討してまいりました。なお、2022年12月期末における債務超過額は、2021年12月期末債務超過額368百万円及び2022年12月期における親会社株主に帰属する当期純損失242百万円から610百万円を見込んでおります。

下記のとおり、様々な調達方法がある中、それぞれのメリット・デメリットを勘案した結果、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式により、債務超過解消のための財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権引受契約（古知）及び本新株予約権引受契約（その他割当予定先）（注1）においては、一定の行使制限があり、一度に大量の新株式を発行しないことが規定される予定であり、当社既存株主にとっても、希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断しており、また、本新株予約権の内容として、取得条項が付されていることで一定の行使促進効果があることや、古知との間で本新株予約権に関して締結される予定の本新株予約権引受契約（古知）（注2）においては、当社から行使指示を可能とする内容が規定される予定であり、当該行使指示条項の内容には行使指示日の前営業日の当社の普通株式終値が行使価額の80%を上回ること等の一定の制限が含まれているものの、本新株式による増資後に、当社が再び債務超過に陥った場合に、当該債務超過が解消できない場合などへの資本金の確保にも一定程度機動的に対応できると考えて採用いたしました。

#### <他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

##### ① 金融機関からの借入

低金利環境が継続する中、金融機関からの間接金融による調達環境は良好であるものの、調達金額が全額負債として計上されるため、有利子負債/自己資本比率などの財務健全性が低下する可能性があります。

また、今回の資金調達による資金使途は運転資金の他、システム開発投資資金や資本業務提携・M&Aへ向けた資金であり、回収には一定の時間を要することから、資金の性質を勘案し、資本金調達が最適であるとの結論に至りました。

さらに、当面の運転資金を確保するために大手金融機関2行と2021年7月から、信用金庫1行と2021年11月から追加融資の実現に向け協議しておりましたが、当社が債務超過に陥っている状況及び営業赤字が続いている状況を鑑み、借入先を見つけることが困難であると判断いたしました。

##### ② 第三者割当による新株発行のみの場合

第三者割当による新株発行のみの場合は、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が同時に発生し、新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性があります。一方で新株予約権の発行は、新株発行での増資に比べて希薄化への配慮がなされていると考えております。また、割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使が行われない可能性もあり、さらに取得条項も付されていることから、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

##### ③ 公募増資による株式発行

公募増資による株式発行は、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、一般的に株式を発行するまでの準備期間が長く、実施時期についても機動性に欠けるといった観点から、今回の資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

##### ④ 株主割当増資

株主割当増資では、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、当社としてどの程度の資金調達が可能かどうかの目処を立てることが困難であることから、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

##### ⑤ 私募社債

引受先が見つまっている場合は、短期間・低コストで比較的容易に発行が可能である一方、調達金額が全額負債として計上されるため、有利子負債/自己資本比率などの財務健全性が低下する

可能性や金利負担が発生することに加え、引受先を見つけることが困難であると判断いたしました。

既存の株主の皆様には今回の本新株式の発行及び発行された本新株予約権の行使により、短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、喫緊の課題としての債務超過の解消、並びに、既存事業の安定黒字化や事業拡大を実現することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながることに伴い、中長期的な観点から見れば、既存株主の株式価値向上につながるものと認識しております。

(注1) 割当予定先と締結予定の新株予約権引受契約においては、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することを目的に、下記の大量行使制限条項が設定されております。

#### (本新株予約権の大量行使制限)

本新株予約権引受契約（古知）及び本新株予約権引受契約（その他割当予定先）には、本新株予約権の行使をしようとする日を含む本新株予約権の行使期間中の各暦月において、当該行使により取得することとなる株式数（以下「行使数量」といいます。）が払込期日（2022年12月28日）時点における本新株式発行後の当社の上場株式数（ただし、払込期日後において当社の普通株式について株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合には、公正かつ合理的な調整を行った株式数とします。）の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行うことができない旨の行使制限条項（ただし、本新株予約権の行使可能期間の最後2ヵ月間は除きます。）が付されており、また、本新株予約権を行使するにあたっては、有価証券上場規程第501条第1項第3号b(c)に定める上場維持基準（「流通株式の数が、上場会社の事業年度の末日において上場株券等の数の25%以上であること」）に適合しない状況となり、その後、同規程第601条第1項に定める上場廃止基準に抵触することのないよう行使を行う旨が義務付けられております。かかる行使制限条項により、過度な一度の大量行使による希薄化によって、2022年12月末日における上場廃止基準に抵触することを防止することが可能となるほか、当社既存株主にとって希薄化が段階的に進むことで、株式価値の一時の大幅毀損を一定程度抑制できることとなります。

(注2) 古知と締結予定の本新株予約権引受契約（古知）においては、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達と、本新株式による増資後に、当社が再び債務超過に陥った場合に、当該債務超過が解消できない場合などへの資本性資金の確保にも一定程度機動的に対応することを目的に、下記のコミットメント条項が設定されております。

#### (行使指示条項)

本新株予約権引受契約（古知）において、当社は、古知に対し、2022年12月29日から2025年12月28日の期間（以下「コミットメント期間」といいます。）において、以下に定める全ての要件を満たす場合に限り、指定の様式の通知書を交付することにより、当社が、行使数量を指定した上で、本新株予約権の行使を古知に指示（以下「行使指示」といいます。）することができます。なお、行使指示をした場合には、適切に開示致します。

要件は以下のとおりです。

- (a) 行使指示日の前営業日の当社の普通株式終値（東京証券取引所が発表する当社の普通株式の株価の終値をいい、行使指示日の前営業日に終値がない場合には終値が発表された直近の取引日における終値とします。）が行使価額の80%を上回ること
- (b) 公表されていない重要事実等が存在しないこと
- (c) コミットメント期間に属する当社の各事業年度の四半期末日において純資産の額が正であることが達成できない合理的なおそれが存在すること

古知は、行使指示について、上記要件の充足該当性が認められない場合又は以下に該当する場合で行使指示受付期限までに、その旨を当社に通知することにより、行使指示を受け付けない場合を除き、行使指示を発した日（但し、前号に基づく資料提出及び協議を要請する場合は当該資料提出がなされた日又は協議が終了した日のいずれか遅い日）（以下「行使指示日」といいます。）から（当日を除く）30取引日を経過する日まで（当日を含む）に、行使数量の本新株予約権を行使する義務を負います。

- (a) 政府、所轄官庁、規制当局、裁判所又は金融商品取引業協会、金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合

- (b) 古知が法令、諸規則又は古知が金融商品取引法及びその関係政省令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合
  - (c) 行使指示の通知時点において、当社の重要事実等の公表から24時間を経過していない場合
  - (d) 当社が本新株予約権引受契約（古知）に違反して行使指示を行った場合
  - (e) 東京証券取引所における当社の普通株式の取引が不能となっている場合、もしくは東京証券取引所における売買立会終了時において、当社の普通株式が制限値幅の下限価格と同額となっている場合
- 以上の定めにより、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	2,035,353,000 円 (内訳) 新株式の発行による調達額 660,000,150 円 新株予約権の発行による調達 15,362,850 円 新株予約権の行使による調達 1,359,990,000 円
② 発行諸費用の概算額	19,000,000 円
③ 差引手取概算額	2,016,353,000 円

#### (注)

1. 発行諸費用の概算額の内訳は、本臨時株主総会開催費用、弁護士費用、ファイナンシャル・アドバイザー（以下、「FA」という。）費用及びその他諸経費であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額 1,359,990,000 円につきましては、本新株予約権が行使されない場合または本新株予約権を消却した場合には、調達金額が減少する可能性があります。その場合には、下記「(2) 調達する資金の具体的な使途」欄の各資金使途に係る支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

##### <本新株式>

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 運転資金	111百万円	2023年1月～2023年6月
② ガバナンス強化投資	80百万円	2023年1月～2023年12月
③ 有価証券報告書訂正関連費用	120百万円	2022年12月～2023年3月
④ 社債償還費用	291百万円	2022年12月
⑤ M&A資金	49百万円	2022年12月～2023年1月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. M&A 資金の支出予定期間において、当社が希望する条件の M&A の案件の成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成立した段階で資金を充当する予定であり、現時点において代替使途は想定しておりません。
3. M&A について、現時点で決定した案件はありません。具体的な資金使途が確定した場合は、適切に開示いたします。

#### ① 運転資金

当社は、現状約 20 百万円/月の営業赤字が発生しておりますが、前述の通り、当社のアンバサダーマーケティング事業を拡大、発展させるためには、現在の施策メニューを実施するための資金が必要であり、安定した資金繰りの中で施策の実行に取り組むため、当面の期間、月々の人件費 27 百万円、地代家賃 2 百万円等が発生することから、当該期間の運転資金として 111 百万円を見込んでおります。本新株式による調達額の関係上、2023 年 1 月～2023 年 5 月は月額 20 百万円、2023 年 6 月分については 11 百万円を見込んでおります。

#### ② ガバナンス強化投資

当社は、2021 年 6 月 21 日付「第三者委員会の最終調査報告書公表及び役員報酬の減額に関するお知らせ」及



び2022年4月11日付「第三者委員会の調査報告書の公表について」にて公表しました通り、第三者委員会による提言ならびに当社株式が特設注意市場銘柄に指定された理由（詳細は、2022年6月15日付「特設注意市場銘柄の指定に関するお知らせ」をご参照ください。）をもとに、新たに、当社とはこれまで取引関係その他の利害関係を有していない外部専門家を起用し、さらに2022年8月9日開催の臨時株主総会において監査等委員会設置会社への移行ならびに役員体制の見直しを行うなどした新体制において2022年9月30日付「改善計画・状況報告書の公表について」にて公表しました改善計画を策定しており、再発防止のため、ガバナンスを強化していく必要があります。そのため、改善計画に基づき、コンプライアンス体制及びコーポレートガバナンス体制の強化に向けた社内管理体制の整備及び整備後の維持運営を行うための費用として80百万円を見込んでおります。

なお、具体的な取組みは以下になります。

- ・ガバナンス強化委員会の設置及び経理部門・内部監査部門の体制強化ならびに社内規程の見直し・社内業務フローの改善のため、高い専門性及び独立性のある専門家、外部アドバイザーの登用：75百万円
- ・外部機関による内部通報窓口の設置及び監視体制の強化：5百万円

#### ③有価証券報告書訂正関連費用

当社は2022年4月11日付「第三者委員会の調査報告書の公表について」にて公表しました通り、2022年2月より不適切会計の疑義について第三者委員会を設置して調査を進め、過年度における決算の訂正を行いました。これに伴い、現在支払いを猶予していただいている第三者委員会の調査費用や過年度決算の訂正監査・修正費用約50百万円、及び2023年に支払いが想定される金融商品取引法に則った課徴金約70百万円について、120百万円を見込んでおります。

#### ④社債償還費用

当社は、2022年9月28日付「社債発行に関するお知らせ」及び2022年11月29日付「社債発行（第2回）に関するお知らせ」にて公表しました通り、Oakキャピタル株式会社より提起されていた損害賠償請求訴訟における和解金支払い及び運転資金への充当のため、古知を引受人とし、総額291百万円の社債を発行しました。当該社債の償還に係る費用として、291百万円を見込んでおります。

なお、当該社債の概要は以下の通りです。なお、古知は社債の引受資金全額を株式会社鈴木商店（以下、「鈴木商店」といいます。）より借り入れております。

2022年9月28日付「社債発行に関するお知らせ」

- 1) 社債名称：アジャイルメディア・ネットワーク株式会社第1回無担保普通社債
- 2) 社債総額：180,000,000円
- 3) 各社債の金額：180,000,000円の1種
- 4) 払込金額：各社債の金額100円につき金100円
- 5) 償還金額：各社債の金額100円につき金100円
- 6) 利率：年8.0%
- 7) 払込期日：2022年9月29日
- 8) 償還期日：2022年12月30日
- 9) 償還方法：償還期日に一括償還
- 10) 利払日：償還期日に支払う
- 11) 担保・保証：無し
- 12) 社債管理人：設置しない
- 13) 資金使途：Oakキャピタル株式会社への和解金支払い

2022年11月29日付「社債発行（第2回）に関するお知らせ」

- 1) 社債名称：アジャイルメディア・ネットワーク株式会社第2回無担保普通社債
- 2) 社債総額：111,500,000円
- 3) 各社債の金額：111,500,000円の1種
- 4) 払込金額：各社債の金額100円につき金100円
- 5) 償還金額：各社債の金額100円につき金100円
- 6) 利率：年10.0%
- 7) 払込期日：2022年11月30日
- 8) 償還期日：2022年12月30日
- 9) 償還方法：償還期日に一括償還

- 10) 利払日：償還期日に支払う
- 11) 担保・保証：無し
- 12) 社債管理人：設置しない
- 13) 資金使途：Oakキャピタル株式会社への和解金支払い及び運転資金

#### ⑤M&A 資金

当社は、アンバサダーのクチコミ効果を分析する独自のテクノロジーや、アンバサダーの行動によるビジネス貢献の分析モデル等のノウハウを保有しており、かかるノウハウに基づく事業化を試みているものの、単独ではこのテクノロジーやノウハウによる収益化を実現するには時間を要するため、当社のこれまで培ってきたファンマーケティングのテクノロジーやノウハウが活かせるような事業領域を扱う他社サービスとの連携が有効と考えております。当社は、上記のシナジーが見込める事業として、SNS アカウント運用の事業領域を考えており、そのようなサービスを営む企業を M&A により買収することにより、ユーザーとの関係性強化に資する SNS アカウント運用における新たなサービスを開始し、ユーザー満足度を高め、業績改善による企業価値向上を企図しています。手取金の使途の金額としては、当社の企業規模、M&A の対象となる会社の企業規模、売上規模、当社の財務状況や投資計画等も勘案しながら、適切な案件があれば取り組むことを検討しており、譲渡価格の目安としては 49 百万円の案件 1 件を見込んでおります。現時点で決定した案件はございませんが、具体的な資金使途が確定した場合は、適切に開示いたします。

#### <本新株予約権>

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 運転資金	249百万円	2023年6月～2024年6月
② システム開発費用/開発体制の強化	120百万円	2023年4月～2024年6月
③ マーケティング投資	100百万円	2023年4月～2024年12月
④ 人材採用、教育投資	20百万円	2023年7月～2023年12月
⑤ 借入金返済費用	200百万円	2023年7月～2023年12月
⑥ M&A資金、新規事業投資	675百万円	2023年4月～2025年12月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

- 2. M&A資金又は新規事業投資の支出予定期間において、当社が希望する条件の資本業務提携又はM&Aの案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成立した段階で資金を充当する予定であり、現時点において代替使途は想定しておりません。
- 3. M&A・新規事業について、現時点で決定した案件はありません。具体的な資金使途が確定した場合は、適切に開示いたします。

#### ①運転資金

当社は、現状 20 百万円/月程度の営業赤字が発生しており、当面の間の運転資金として本新株式により約 120 百万円を調達する予定ですが、本新株式の発行後においても、直ちに事業の収益性が回復することが見込めるものではないことから、引き続き既存事業の収益基盤の拡大と発展に努めていきますが、その過程においても、月々の人件費 27 百万円、地代家賃 2 百万円等が発生することから、将来の運転資金への充当として 249 百万円を見込んでおります。2023 年 6 月は本新株式の調達金額で充当できなかった差額として、9 百万円を見込んでおり、2023 年 7 月～2024 年 6 月については月額 20 百万円を見込んでおります。

#### ②システム開発費用/開発体制の強化

当社は、当社のガバナンスや信用力に対する不安から既存顧客の解約が多数発生しており、また、新規顧客の獲得も困難な状況となっております。本新株式による資金調達により財務基盤の安定化とガバナンス体制の強化に取り組んでまいりますが、さらに、そのような事業環境の中で新規に顧客を獲得するためには、さらに利便性を向上させたサービスを提供する必要があり、中長期的に、サービスの利便性向上や機能付加のためのシステム開発が必要になると考えております。

当社はこれまで、当社が提供するアンバサダー支援サービスは、導入企業に対し、各企業の要望に合わせて、アンバサダーのクチコミ効果を分析するシステム提供からクチコミを促進するための体験イベントの企画・運営まで総合的に支援することで大手消費財メーカーを中心に採用され、実績を積んでまいりました。今般、大手消費財メーカーだけでなく、自社のファンによるクチコミを幅広い業界にて活用するために、ファンクラブ向けの

サービスとしての機能を拡充することを検討しています。2022年9月にSNSのクチコミが生活者の購入・来店に与える影響を当社にて調査(※1)したところ、購入検討時に最も影響を受けるのは「SNS検索」で偶然みつけたクチコミであるとの結果が得られたため、アンバサダーのクチコミを活性化する当社のアンバサダー支援サービスが生活者の購入・来店に効果的であることがわかりました。このため、アンバサダー支援サービスの付加価値の向上および購買による売上の増加を目的としたアンバサダー専用のEC機能の開発も検討しています。

ファンクラブ向けのサービスの機能拡充およびアンバサダー専用のEC機能の開発のため、また、運用コスト削減のための現行システムの最適化・自動化を実施するため、自社エンジニア及び外注によるシステム開発費用120百万円を見込んでおります。

(※1) [当社調査リリース] SNSのクチコミが生活者の購入・来店に与える影響を調査  
(<https://agilemedia.jp/pr/release220926.html>)

### ③マーケティング投資

今後の当社の事業拡大に向け、インフルエンサーマーケティング及びSNSアカウント運用の領域への本格的な参入を検討しております。

ブランド認知の手段として、注目を集めているインフルエンサーマーケティングは現在、中長期にわたって継続的に実施していくことの重要性に注目が集まっており、現在はフォロワーの数や質だけでなく、インフルエンサー自身が本当にサービスや商品のファンであることからSNSユーザーのリテラシー向上に伴って重視されるようになってきております。この状況をふまえて当社では、企業の公式SNSアカウントから自社ファンを募り、自社マイクロインフルエンサーとして活躍してもらう「ファンキャストイング」サービス、InstagramやYoutubeのクリエイター検索サービスと弊社のアクティブアプローチを組み合わせた「インフルエンサー発見&スカウト」サービス等、ファンマーケティング・アンバサダーマーケティングを基に、インフルエンサーマーケティングの領域においても、当社の理念やノウハウを活かした事業の推進を予定しております。また、SNSアカウント運用については、企業が公式SNSアカウントを運用していることがスタンダードになって10年近くが経ち、SNSアカウント運用への投資は、直近5年間においても約2倍となっています(※1)。この広がりの中で、SNSアカウント運用の手法は、フォロワー数やエンゲージメント率を指標に多くの企業アカウントが「運用の安定期・成熟期」を迎えています。そのような中で、商品開発に自社ファンが関わる共創マーケティングが注目を集めており、当社では、フォロワーがブランドに期待する情報発信を行い、ファンとのつながりをより強固にする新しいSNSアカウント運用スタイルの推進を予定しております。

これらの領域に本格的に参入するため、これまで以上に自社のマーケティングに注力すべく、SEM/SEO(※2)等デジタルマーケティングの強化、カンファレンスイベントの開催、マーケティングイベントの参加費用及びプレゼン費用等のPR投資として100百万円を見込んでおります。

(※1) [株式会社サイバー・バズ/株式会社デジタルインファクト調査]  
(<https://ecnomikata.com/ecnews/27927/>)

(※2) SEM/SEO: SEMとは検索エンジン上で行うマーケティングの総称であり、SEOとは検索結果の表示順位を向上させてコンバージョン数を増やすための施策のことを指します。

### ④人材採用、教育投資

③で記載の事業領域参入・拡大に向けた人材として4名の採用を見込んでおり、また社員への教育投資とあわせて、20百万円を見込んでおります。

### ⑤借入金等返済費用

当社は、2020年8月7日付「資金の借入に関するお知らせ」にて公表しました通り、新型コロナウイルス感染拡大とその長期化に備えとして、制度融資を活用して金融機関から長期の借入を実施しました。当該借入金の返済に係る費用として、200百万円を見込んでおります。なお、上記の借入金はこれまでの運転資金に充当してまいりました。また、当該返済は返済期限前の返済となります。

### ⑥M&A資金、新規事業投資

当社は、アンバサダーのクチコミ効果を分析する独自のテクノロジーや、アンバサダーの行動によるビジネス貢献の分析モデル等のノウハウを保有しており、事業化を試みているものの、単独ではこのテクノロジーによる収益化を実現するには時間を要するため、当社のこれまで培ってきたファンマーケティングのテクノロジーやノウハウを活かせそうな事業領域を扱うサービスとの連携が中長期的にも有効であると考えております。当社は、上記のシナジーが見込める事業分野として、消費者の価値観が多様化し、ファンマーケティングがより重要視されるエンターテインメント、旅行、消費財等の領域を考えており、それらの領域において、事業を営む企業のM&A

及び M&A に伴う新規事業の立ち上げにより、M&A 先とそのユーザーとの関係性強化に資するアンバサダープログラムの提供や新たなサービスを利用していただくことで、ユーザー満足度を高め、業績改善による企業価値向上を企図しています。手取金の使途の金額としては、当社の企業規模や M&A の対象となる会社の企業規模や、売上規模、当社の財務状況や投資計画等も勘案しながら、適切な案件があれば取り組むことを検討しており、譲渡価格の目安としては 50 百万円～400 百万円の案件の複数件の合計金額として 675 百万円を見込んでおります。支出予定時期は 2023 年 4 月～2025 年 12 月としておりますが、当社は営業赤字が続いている状況であり、業績を改善するための重要な選択肢として、M&A や新規事業投資が必要と考えているものの、適切な案件について迅速に取り組むことが出来ない場合、当社の業績改善や成長機会を逸することになりかねないと考えていることから、2023 年 4 月以降の早期からの支出を想定しています。ただし、案件によっては M&A の相手方との関係から、より中長期的に検討される可能性も否定できないため、本新株予約権の行使期限である 2025 年 12 月までの支出期間を予定しました。現時点で決定した案件はございませんが、具体的な資金使途が確定した場合は、適切に開示いたします。

(注) 上記本新株予約権の発行に伴う調達資金の資金使途は、2025 年 12 月までの資金使途を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。また、資金を使用する優先順位としましては、①運転資金から順に充当していく予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。調達額が予定より下回った場合には、上記⑥ M&A 資金、新規事業投資の使途で調整する予定です。また、割当予定先のうち古知との間で締結する予定の本新株予約権引受契約（古知）には、第 10 回新株予約権に関して、当社による行使指定条項が定められておりますが、株価の動向等によっては、行使指定を行うこともできず、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。なお、資金使途の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

### (3) 前回ファイナンスの調達状況及び充当状況

当社は、2021 年 12 月 30 日付で、下表のとおり、第三者割当による本新株式を発行いたしました。下表にあるように、調達した資金のうち 2022 年 1 月～2 月までの運転資金として 80 百万円、アンバサダープラットフォームと LINE との連携機能や外部システムとの連携機能の開発に 50 百万円を充当済みです。しかし、2022 年 2 月に公表いたしました、当社元役員が董事長を務めていた当社台湾子会社における過去の取引等において発覚した不適切な会計処理に起因して、過年度決算の訂正並びに再発防止等の当社内部管理体制の再構築等に追加的なコスト負担が生じていることから、当初資本業務提携先への出資資金・M&A 資金として予定していた 57 百万円については、2022 年 3 月～10 月までの運転資金として支出しており、その結果当初予定していた資本業務提携先への出資資金・M&A 資金については、今回の第三者割当による本新株式の発行に係る調達資金の資金使途⑤の M&A 資金として調達することを予定しております。資金使途の変更の詳細については、2022 年 11 月 21 日付「過年度における第三者割当増資及び新株予約権の募集にかかる資金使途変更に関するお知らせ」をご確認ください。

#### 第三者割当増資による新株式の発行

払込期日	2021年12月30日
資金調達の額	187百万円
発行価格	407円
当該募集による発行株式数	500,000株
割当先	GX PARTNERS CO., LIMITED
発行時における当初の資金使途	①運転資金 80百万円 ②システム開発費用/開発体制の強化 50百万円 ③資本業務提携先への出資金、M&A資金 57百万円
発行時における支出予定時期	2022年1月～2022年12月
実際の資金使途	①運転資金 137百万円 ②システム開発費用/開発体制の強化 50百万円

### (4) 資金使途の合理性に関する考え方

今回の、本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、債務超過を解消し、当社の財務基盤を安定させるとともに、当社の成長戦略及び事業戦略を推進し、将来の利益成長性を高めることで、当社の収益機会の拡大を実現できるものと考えております。

よって当該資金使途は、企業価値及び株主価値の向上を実現するためのものであり、財務基盤を安定させ、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

#### 4. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

###### ①本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、2022年11月25日の東京証券取引所における当社普通株式の終値296円を参考に、1株270円(2022年11月25日の当社普通株式の終値296円に対するディスカウント率8.7%、小数点以下第2位を切り捨て。)といたしました。2022年11月29日「社債発行(第2回)に関するお知らせ」にて公表しております。割当予定先である古知による当社の社債の引受は、古知との関係において、本新株式の発行価額、並びに、新株予約権の行使価格の確定が条件であり、古知との交渉の結果、2022年11月25日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を参考とすることで合意しており、また、古知以外の他の割当予定先についても、古知に割り当てられる予定の本新株予約権の行使価格と同額の本新株式の発行価額、並びに、本新株予約権の行使価格とすることを合意したため、2022年11月25日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を参考に決定しました。

当該発行価額は、当社普通株式の近時の株価や過去の株価の平均値に対して、一定のディスカウントとなっておりますが、当社において債務超過を解消し、ガバナンス強化に向けた各種施策を実施するため、早期の資金調達が急務となっている中において、当社の財務状態、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上で、当社と各割当予定先との間の真摯な協議を踏まえて決定された、当社にとって可能な限り有利な価格・条件と判断しております。

なお、当該発行価額に至るまでの間、2022年9月頃から開始した割当予定先との交渉においては、当初、公表日の直前取引日の市場株価を基準にその終値から10%を超える大幅ディスカウントを要求されておりましたが、かかる大規模なディスカウントは既存株主の皆様の大規模な希薄化を伴うことや、大幅なディスカウントによる新株式発行は発行株式数が多量となり、かつ、新株予約権の行使価格と株式発行価格を同額とした場合には、新株予約権の行使による発行株式数も多量となり、新株予約権の行使によって、有価証券上場規程第501条第1項第3号b(c)に定める上場維持基準(「流通株式の数が、上場会社の事業年度の末日において上場株券等の数の25%以上であること」)に適合しない状況となり、同規程第601条第1項に定める上場廃止基準に抵触する可能性が高まることから、当社としては10%以内のディスカウントにして頂きたい要望を伝えました。その後、2022年10月下旬に割当予定先から、9.0%のディスカウントによるエクイティ・ファイナンスの提案を受けました。当社としては、9.0%のディスカウントにおいても、当社の市場株価の3か月間や6か月間の終値平均株価と比べると、ディスカウント率がさらに高くなる可能性があり、既存株主の皆様にご提供する希薄化の影響等が大きくなるため、再度交渉いたしました。その交渉過程の中でも当社の財務状況は悪化しており、訴訟和解金の支払いや運転資金に困窮する状況になっており、また、上場廃止を回避するため、債務超過解消のための資金調達を2022年12月末日までに実施する必要性があり、その期限を踏まえ可能な範囲で投資家を探した結果、割当予定先から、当社にとって最善の条件を提示されたことから、これ以上に良い条件の投資家が現れる可能性も無いと判断し、上記の判断により、割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れることに致しました。当該発行価額の決定日についても、割当予定先との交渉においては、古知による社債の引受は本新株式の発行価額、並びに本新株予約権の行使価格の決定が条件であったこと、11月末にはOakキャピタルに対する訴訟和解金の支払期限も迫っていたことから、発行価額の決定日以降の株価変動によっては、取締役会決議の直前営業日の終値に対するディスカウントが、9.0%以上になってしまう可能性があるものの、特定の日付の9.0%ディスカウントという決定方法には一定の客観性があることも考慮し、発行価額を2022年11月25日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を元に決定することについて割当先と合意致しました。そして、最終的に、本新株式発行に係る取締役会の日の直前営業日の終値343円に対するディスカウント率は21.2%ではありますが、2022年11月25日の東京証券取引所における当社普通株式の終値296円を基準に、8.7%のディスカウントをした270円を発行価額として決定いたしました。

なお、当該発行価額の本新株式発行に係る2022年11月25日の終値296円に対する乖離率は▲8.7%(小数点以下第2位を切り捨て。以下同様です。)、2022年11月25日までの1か月間の終値平均279円に対する乖離率は▲3.2%、2022年11月25日までの3か月間の終値平均261円に対する乖離率は3.4%、2022年11月25日までの6か月間の終値平均273円に対する乖離率は▲1.0%となっております。

また、当該発行価額の本新株式発行に係る取締役会決議の日の直前営業日の終値343円に対する乖離率は▲21.2%、当該直前営業日までの1か月間の終値平均300円に対する乖離率は▲10.0%、当該直前営業日

までの3か月間の終値平均273円に対する乖離率は▲1.0%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均273円に対する乖離率は▲1.0%となっております。

上記発行価額による本新株式の発行は、会社法第199条第3項及び日本証券業協会が「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において定める特に有利な金額による発行に該当する可能性が高いと判断しました。

したがって、当社としては、本臨時株主総会における特別決議にて、株主の皆様のご承認を得ることを予定しております。

## ②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町二丁目11番1号、代表者：代表取締役社長 寺田 芳彦）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該第三者算定機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価296円（2022年11月25日の終値）、行使価格270円、当社株式の市場流動性、配当率（0.00%）、割引率（リスクフリーレート△0.01%）、ボラティリティ（70.00%）、本新株予約権に付された取得条項等の諸条件について一定の前提を置いて、権利行使期間（2022年12月29日から2025年12月28日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を305円（1株当たり3.05円）と算定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（2022年11月25日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、2022年11月25日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の296円に8.7%のディスカウントを加えた270円といたしました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、2022年11月25日の終値を前提とする限りにおいては、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断しております。

しかしながら、本新株予約権については、市場価格が無く、その公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があること、また、評価報告書は2022年11月25日の終値を前提として算定されており、その後の市場動向は反映されておらず、本新株予約権発行の取締役会の日の前日終値を基準とした評価ではないことから、本新株予約権の発行価額（1個当たり305円）が評価報告書に記載の公正価値と同額であるとしても、会社法第238条第3項第2号に規定される割当先にとって特に有利な金額に該当すると判断される可能性が高いことから、有利発行に該当するおそれがあると判断しております。

したがって、当社としては、本臨時株主総会における特別決議にて、株主の皆様のご承認を得ることを予定しております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行による株式数は2,444,445株（議決権の数は24,442個）であり、また、本新株予約権の行使により発行される株式数は5,037,000株（議決権の数は50,370個）であります。これらを合算すると発行される株式数は7,481,445株（議決権の数は74,812個）となり、2022年9月27日現在の当社の発行済普通株式総数2,985,180株（議決権の数は29,840個）に対して250.62%（議決権の総数に対する割合は250.71%）の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達により、喫緊の課題である債務超過の解消による財務基盤の安定化を実現し、事業拡大や資本・業務提携等を通じて、当社成長戦略に基づく新たな収益機会の拡大を実現していくことは、当社の企業価値の早期向上につながり、かつ、結果として財政基盤の安定化に寄与し、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものであると考えております。また、本新株式及び本新株予約権の発行による希薄化の規模に関しましては、「5. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先の本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、割当予定先が当社株式を売却する場合には、1日当たりの売却株数を限定するなど、可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針である旨の表明を割当予定先から受けております。

もともと、当社株式の直前1年間の1日当たりの平均出来高22,489株に対して、本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式数7,481,445株を本新株予約権の行使期間3年間（750営業日と仮定）で均等に株式を売却していくと仮定した場合、1日当たりの売却株式数は9,975株となり、当社株式の1年間の1日当たりの平均出来高の44.4%となり、当社株式の株価に与える影響が大きいと考えられるため、その良否の

最終判断は本臨時株主総会における株主の皆様のご判断に委ねることとしました。

なお、上記のとおり、本件第三者割当により、既存株主の皆様に対して 25%以上となる希薄化が生じることが見込まれること、また支配株主の異動が見込まれることから、本議案は、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条第 2 号に基づき、株主の皆様ご意思確認を経ることを予定しております。

## 5. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

#### ①麻布台 1 号有限責任事業組合

(1) 名 称	麻布台 1 号有限責任事業組合		
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 34 号		
(3) 設 立 根 拠 等	有限責任事業組合契約に関する法律		
(4) 組 成 目 的	投資有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務等		
(5) 組 成 日	2022 年 9 月 9 日		
(6) 出 資 の 総 額	521,690,000 円		
(7) 主たる出資者・出資比率・出資者の概要	虎ノ門パートナーズ株式会社 (47.1%) 神谷町パートナーズ株式会社 (37.3%) 深山 信次 (9.8%) 株式会社福屋書店 (2.0%) 加來 武宜 (2.0%) 株式会社 corporate investment (1.0%) 宮地 広志 (1.0%)		
(8) 業務執行組合員の概要	①	名 称	虎ノ門パートナーズ株式会社
		所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 34 号
		代表者の役職・氏名	代表取締役 柴 貴
		事 業 内 容	投資有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務
		資 本 金	1,000,000 円
	②	大株主及び持株比率	鈴木商店 (100%)
		名 称	神谷町パートナーズ株式会社
		所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 34 号
		代表者の役職・氏名	代表取締役 柴 貴
		事 業 内 容	投資有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務
	③	資 本 金	1,000,000 円
		大株主及び持株比率	鈴木商店 (100%)
		氏 名	深山 信次
		住 所	東京都千代田区
		職 業 の 内 容	カケルホールディングス株式会社 (所在地：東京都渋谷区 1-37-15、事業内容：コンサルティング業) 会長
	④	名 称	株式会社福屋書店
		所 在 地	大阪府箕面市牧落一丁目 7 番 27 号
		代表者の役職・氏名	代表取締役 梶村 亘
		事 業 内 容	書籍の出版及び販売
		資 本 金	10,000,000 円
	⑤	大株主及び持株比率	梶村亘 (100%)
		氏 名	加來 武宜
		住 所	東京都港区
		職 業 の 内 容	弁護士 創和みらい法律事務所 (所在地：東京都渋谷区広尾 5-4-12、事業内容：法律事務所)
⑥		名 称	株式会社 corporate investment
	所 在 地	大阪府大阪市阿倍野区王子町四丁目 1 番 48 号	
	代表者の役職・氏名	代表取締役 黒岩 俊介	
	事 業 内 容	Web サイトの構築、運営及び政策	
	資 本 金	5,000,000 円	
大株主及び持株比率	黒岩俊介 (100%)		

	⑦	氏名	宮地 広志
		住所	神奈川県川崎市
		職業の内容	Orb Partners 株式会社（所在地：東京都港区虎ノ門4-1-34、事業内容：地方創成事業） 代表取締役
(9)	当社と割当予定先及び業務執行組合員との関係		
	資本関係	主たる出資者である虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社は当社の主要株主である鈴木商店の子会社に該当します。	
	人的関係	業務執行組合員である宮地広志氏は、2022年12月9日付「臨時株主総会開催日及び付議議案の決定並びに定款の一部変更、代表取締役の異動に関するお知らせ」にて公表のとおり、2022年12月27日開催予定の臨時株主総会における取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者になっており、選任が決議されることを前提に、2023年2月から3月の間に、当社の代表取締役への就任が内定しております。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	主たる出資者である虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社の株主である鈴木商店は、当社の主要株主であるため、関連当事者に該当します。また、虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社は鈴木商店の子会社であるため、当社の関連当事者に該当します。	

## ②アルファソリッド株式会社

(1)	名称	アルファソリッド株式会社		
(2)	所在地	大阪府大阪市都島区高倉町三丁目15番1号5F		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 韓成誠		
(4)	事業内容	中古自動車、自転車、バイク及び部品の販売並びに輸出入等		
(5)	資本金	5,000,000円		
(6)	設立年月日	2007年11月13日		
(7)	発行済株式数	100株		
(8)	決算期	8月		
(9)	従業員数	1名		
(10)	主要取引先	株式会社イシハラ		
(11)	主要取引銀行	りそな銀行		
(12)	大株主及び持株比率	李坤 67% 韓成誠 33%		
(13)	当事会社間との関係			
	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年の経営成績及び財務状況（単位：円）			
	決算期	2020年8月期	2021年8月期	2022年8月期
	純資産	52,203,690	9,328,158	23,145,443
	総資産	111,545,413	68,119,073	77,497,519
	1株当たり純資産	522,036	93,281	231,454
	売上高	843,262,997	90,886,568	28,150,514
	営業利益	7,445,329	▲8,129,401	10,041,481
	経常利益	1,176,564	▲42,805,531	13,319,569
	当期純利益	11,765	▲428,755	13,817,285
	1株当たり当期純利益	117	▲4,287	138,172
	1株当たり配当金	522,036	93,281	231,454



③鄭丁超

(1) 氏名	鄭丁超
(2) 住所	Tin Shui Wai, N.T. H.K
(3) 職業の内容	香港における公認会計士 Asian Alliance (HK) CPA Limited (所在地: 8/F Catic Plaza, 8 Causeway Road, Causeway Bay, Hong Kong、事業概要: 会計事務所) に所属
(4) 当事会社間の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

④株式会社古知

(1) 名称	株式会社古知		
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番34号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 前田 真宏		
(4) 事業内容	投資有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務		
(5) 資本金	10,000,000円		
(6) 設立年月日	1986年1月16日		
(7) 発行済株式数	240株		
(8) 決算期	3月		
(9) 従業員数	0名		
(10) 主要取引先	-		
(11) 主要取引銀行	りそな銀行		
(12) 大株主及び持株比率	鈴木伸也 (100%)		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	古知は当社が発行した社債 291,500,000円を保有しています。なお、当該社債取得資金は鈴木商店より借入しております。		
関連当事者への該当状況	鈴木伸也氏は当社の主要株主である鈴木商店の役員に該当することから、古知は当社の関連当事者に該当します。		
(14) 最近3年の経営成績及び財務状況 (単位: 円)			
決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
純資産	▲4,030,267	▲2,961,695	▲2,897,579
総資産	3,566,810	3,117,492	771,256
1株当たり純資産	▲20,151	▲14,808	▲14,487
売上高	1,253,905	258,416	261,512
営業利益	400,752	▲121,962	127,491
経常利益	407,389	1,138,572	134,116
当期純利益	337,389	1,068,572	64,116
1株当たり当期純利益	1,686	5,342	320
1株当たり配当金	0	0	0

※当社は、割当予定先である麻布台1号有限責任事業組合、アルファソリッド株式会社、鄭丁超氏及び古知、及び、その主たる出資者やその代表者、株主、資金提供者である、虎ノ門パートナーズ株式会社、神谷町パートナーズ株式会社、株式会社福屋書店、株式会社 corporate investment、株式会社クロノス・インターナショナル、株式会社グローバルサービス、株式会社ノーヴァン SHIPPING、柴貴氏、深山信次氏、梶村亘氏、加來武宜氏、黒岩俊介氏、宮地広志氏、李坤氏、韓成誠氏、前田真宏氏、于宗臻氏、鈴木商店、鈴木伸也氏、鈴木依里氏、池田雅弘氏に関し、日経テレコンを用いた独自の記事検索及びインターネット上の検索により、反社会的勢力等との関係を連想させる情報及びキーワードを検索いたしました。反社会的勢力等との関係を疑わせるものは検出されませんでした。また、割当予定先及びその出資者、代表者、株主が反社会的勢力の影響を受けているか否か

につきましては、上記記載の組合、株式会社、個人のすべてについて、専門の第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒四丁目26番4号、代表取締役：中村勝彦）に調査を依頼し、同社より当該割当予定先が反社会的勢力等とは何ら関係がない旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報、米国財務省公表のSDNリストや独自情報等から調査、分析したとの回答を得ております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## （2）割当予定先を選定した理由

当社は本資金調達において、複数の事業会社、投資家候補と接触を重ね、当社の事業概要、事業戦略及び財務状況や事業環境の現状と課題について理解したうえで、資金調達に賛同いただける割当予定先を検討してまいりました。その中で、当社の成長戦略や経営方針、将来の目標等についてご理解をいただいた以下の割当先が候補に挙がりました。

当社が各割当予定先を選定した理由は、以下の通りです。

### ①麻布台1号有限責任事業組合

同組合については、現在の当社の筆頭株主であります鈴木商店の代表取締役である鈴木依里氏より、2022年9月にご紹介いただきました。同組合は、鈴木商店の子会社である虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社が出資総額の過半数を出資している組合であるとのことです。当社は、同組合の主たる出資者である、虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社の代表取締役である柴貴氏に対して当社の置かれている状況と、経営方針・経営戦略、事業の将来性等の説明をし、資金調達の引受のお願いをいたしました。柴貴氏は、当社の経営方針・経営戦略、当社のアンバサダー事業の将来性等についてご賛同いただき、本件第三者割当に係る出資の申し入れがあったため、当社で割当予定先として検討を開始いたしました。また、柴貴氏は、当社の状況として、2021年6月に公表した元役員による不正な資金流用並びに不適切会計が行われていたことや2022年2月に公表した当社元役員が董事長を務めていた当社台湾子会社における過去の取引等の不適切な会計処理が発覚しつつも、再発防止策の対応を最優先課題として本年12月までに内部統制強化を進めていることや、今後の当社の事業拡大としてアンバサダー事業における今後の拡大に対して深いご理解をお示しいただいたこと等から、当社は、同組合を本件第三者割当の割当予定先として選定することといたしました。割当株数及び新株予約権の個数は、当社と柴貴氏との協議により決定しております。なお、同組合の出資者である、虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社は鈴木商店の子会社であり、虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社が同組合に対して出資する本新株式の払込の資金に相当する資金は、「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載の通り、鈴木商店からの借り入れでまかなう予定であるため、本新株式の引き受けに当たり、鈴木商店ではなく、虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社が同組合を通じて引き受ける理由について、鈴木依里氏及び柴貴氏に確認したところ、鈴木商店で現在保有している株式は基本的に長期保有を目的としている一方で、本新株式については、「(3) 割当予定先の保有方針」に記載の通り、純投資目的であり、取得した株式については市場動向を勘案しながら売却してゆく方針であるため、当該保有方針の違いを明確にするために、鈴木商店とは別な法人である虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社を通じて同組合に出資しているとのことです。なお、業務執行組合員である宮地広志氏は、2022年12月27日開催予定の臨時株主総会における取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者になっており、選任が決議されることを前提に、2023年2月から3月の間に当社の代表取締役への就任が内定しておりますが、取締役の就任が決定した場合には、同氏が同組合を通じて保有することとなる当社の株式及び新株予約権の全てを現物分配の方法を用いて、個人で直接保有する形へと切り替える予定であり、同組合の組合員及び出資者の立場ではなくなるとのことです。その場合には、保有方針については、当社の取締役として、長期保有目的になります。同氏が保有することとなる当社の本新株式は18,519株、本新株予約権は185個（18,500株相当）であり、本新株予約権が全て行使されたとした場合の所有議決権は370個、割当予定先の本新株予約権が全て行使されたとした場合の議決権比率は0.35%となります。当該数量・比率については代表取締役に就任した場合には、株主の皆様と同じ目線に立った経営が可能となることが期待され、コーポレートガバナンス・コードでも言及されている健全なインセンティブとして機能するよう、同組合及び同氏との協議により決定しております。なお、同氏が代表取締役として内定した経緯は2022年12月9日付「臨時株主総会開催日及び付議議案の決定並びに定款の一部変更、代表取締役の異動に関するお知らせ」にて公表のとおりですが、同氏が代表取締役として内定に至ったタイミングは、本件第三者割当の割当先確定後であったため、当初は同組合を通じた出資となっております。

## ②アルファソリッド株式会社

同社については、鈴木商店の鈴木依里氏より、同社の代表取締役である韓成誠氏を2022年10月にご紹介いただきました。韓成誠氏は大阪に在住し、投資事業を行う一方で、輸入事業を行う同社を運営している実業家です。当社は、韓成誠氏に対して当社の置かれている状況と、経営方針・経営戦略、事業の将来性等の説明をし、資金調達の引受のお願いをいたしました。韓成誠氏は、当社の経営方針・経営戦略、当社のアンバサダー事業の将来性等についてご賛同いただき、本件第三者割当に係る出資の申し入れがあったため、当社で割当予定先として検討を開始いたしました。韓成誠氏は、当社の状況として、2021年6月に公表した元役員による不正な資金流用並びに不適切会計が行われていたことや2022年2月に公表した当社元役員が董事長を務めていた当社台湾子会社における過去の取引等の不適切な会計処理が発覚しつつも、再発防止策の対応を最優先課題として本年12月までに内部統制強化を進めていることや、今後の当社の事業拡大としてアンバサダー事業における今後の拡大に対して深いご理解をお示しいただけたこと等から、当社は、同社を本件第三者割当の割当予定先として選定しました。割当株数及び新株予約権の個数は、当社と韓成誠氏との協議により決定しております。

## ③鄭丁超氏

鄭丁超氏は、鈴木商店の鈴木依里氏より、2022年10月にご紹介いただきました。鄭丁超氏は、香港に在住しており、Asian Alliance (HK) CPA Limitedに所属する会計士で、香港上場企業のEngagement Partner、EQCR（注1）を担当されております。当社は、鄭丁超氏に対して当社の置かれている状況と、経営方針・経営戦略、事業の将来性等の説明をし、資金調達の引受のお願いをいたしました。鄭丁超氏は、当社の経営方針・経営戦略、当社のアンバサダー事業の将来性等についてご賛同いただき、本件第三者割当に係る出資の申し入れがあったため、当社で割当予定先として検討を開始いたしました。鄭丁超氏は、当社の状況として、2021年6月に公表した元役員による不正な資金流用並びに不適切会計が行われていたことや2022年2月に公表した当社元役員が董事長を務めていた当社台湾子会社における過去の取引等の不適切な会計処理が発覚しつつも、再発防止策の対応を最優先課題として本年12月までに内部統制強化を進めていることや、今後の当社の事業拡大としてアンバサダー事業における今後の拡大に対して深いご理解をお示しいただけたこと等から、当社は、鄭丁超氏を本件第三者割当の割当予定先として選定することといたしました。割当株数及び新株予約権の個数は、当社と鄭丁超氏との協議により決定しております。

（注1）EQCRとは、Engagement Quality Control Reviewの略称であり、会計監査における品質管理レビュー業務を指します。

## ④株式会社古知

同社については、2022年9月28日付「社債発行に関するお知らせ」及び2022年11月29日付け「社債発行（第2回）に関するお知らせ」にて開示の通り、社債の引き受けをして頂いております。当社は、2022年9月に、同社の代表取締役である前田真宏氏に対して、当社の置かれている状況と、経営方針・経営戦略、事業の将来性等の説明をし、資金調達の引受のお願いをしました。前田真宏氏は、当社の経営方針・経営戦略、当社のアンバサダー事業の将来性等についてご賛同いただき、前田真宏氏から2022年10月に本件第三者割当に係る出資の申し入れがあったため、当社で割当予定先として検討を開始いたしました。また、前田真宏氏は、当社の状況として、2021年6月に公表した元役員による不正な資金流用並びに不適切会計が行われていたことや2022年2月に公表した当社元役員が董事長を務めていた当社台湾子会社における過去の取引等の不適切な会計処理が発覚しつつも、再発防止策の対応を最優先課題として本年12月までに内部統制強化を進めていることや、今後の当社の事業拡大としてアンバサダー事業における今後の拡大に対して深いご理解をお示しいただけたこと等から、当社は、古知を本件第三者割当の割当予定先として選定することといたしました。新株予約権の個数は、当社と前田真宏氏との協議により決定しております。なお、古知の株主である鈴木伸也氏は鈴木商店の取締役であり、古知は株式会社鈴木商店の緊密者に該当します。古知の新株予約権の行使する際の資金は、「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載の通り、鈴木商店からの借入れでまかなう予定であるため、本新株予約権の引き受けに当たり、鈴木商店ではなく古知で引き受ける理由について、鈴木依里氏及び前田真宏氏に確認したところ、鈴木商店で現在保有している株式は基本的に長期保有を目的としている一方で、本新株予約権の行使で取得することとなる株式については、「(3) 割当予定先の保有方針」に記載の通り、純投資目的であり、取得した株式については市場動向を勘案しながら売却してゆく方針であるため、当該保有方針の違いを明確にするために、鈴木商店とは別法人である古知で引き受けることにしているとのことです。

## (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である麻布台1号有限責任事業組合、アルファソリッド株式会社、鄭丁超、古知は、基本的に純投資を目的としており、いずれの割当予定先も本件第三者割当により自身が交付を受けることとなる当社普通株式又は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、原則として長期間保有する意思がな

いことを表明しており、市場動向を勘案しながら売却していく方針である旨を口頭で確認しております。なお、本新株予約権につきましては、当社取締役会による譲渡承認が付されており、いずれの割当予定先からも、本新株予約権の権利行使を前提として保有する方針であることも口頭で確認しております。さらに、業務執行組合員である宮地広志氏は、2022年12月27日開催予定の臨時株主総会における取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者になっており、選任が決議されることを前提に、2023年2月から3月の間に当社の代表取締役への就任が内定しておりますが、取締役の就任が決定した場合には、同組合を通じての出資から個人で直接保有する形へと切り替える予定であり、その場合には、当社の取締役として、長期保有目的となります。

また、当社は麻布台1号有限責任事業組合、アルファソリッド株式会社、鄭丁超から、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、継続所有に関する確約書を払込期日までに取得する予定であります。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である麻布台1号有限責任事業組合の主たる出資者である、虎ノ門パートナーズ株式会社、神谷町パートナーズ株式会社を含む各組合員から、本新株式に係る払込みに要する資金（510,000,300円）、本新株予約権に係る払込に要する資金（5,760,840円）、並びに、本新株予約権の行使のために必要となる資金（509,976,000円）について、各組合員の銀行口座の残高について、各組合員の出資比率に応じた、当社株式及び新株予約権に係る払込に要する資金以上の残高が存在するかどうか確認しました。虎ノ門パートナーズ株式会社については、2022年11月14日の銀行口座の残高として、本新株式及び本新株予約権に係る出資比率に応じた、払込に必要な払込資金以上の残高は確認できておりません。虎ノ門パートナーズ株式会社の代表取締役である柴貴氏によれば、当該資金は、虎ノ門パートナーズ株式会社の親会社である鈴木商店からの借入にて調達予定であるとのことで、当社としても2022年12月6日付金銭消費貸借契約書（借入先：鈴木商店、借入額：246,000,000円、貸付実行日：2022年12月12日、返済期限：2025年12月30日、金利：年1%、担保・保証：なし）を確認しております。神谷町パートナーズ株式会社については、2022年11月14日の銀行口座の残高として、本新株式及び本新株予約権に係る出資比率に応じた、払込に必要な払込資金以上の残高は確認出来ておりません。神谷町パートナーズ株式会社の代表取締役である柴貴氏によれば、当該資金は、神谷町パートナーズ株式会社の親会社である鈴木商店からの借入にて調達予定であるとのことで、当社としても2022年12月6日付金銭消費貸借契約書（借入先：鈴木商店、借入額：195,000,000円、貸付実行日：2022年12月12日、返済期限：2025年12月30日、金利：年1%、担保・保証：なし）を確認しております。鈴木商店の2022年11月30日の銀行口座の残高として、虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社に対する貸付を実行するに足る資金は確保できておりませんが、代表取締役である鈴木依里氏によれば、不足資金については、鈴木商店の株主である鈴木伸也氏、及び、鈴木商店が株主である、株式会社クロノス・インターナショナル（住所：東京都港区新橋五丁目27番1号、代表取締役：鈴木伸也）、並びに、株式会社クロノス・インターナショナルの子会社である株式会社グローバルサービス（住所：東京都港区新橋五丁目27番1号、代表取締役：池田雅弘）からの借入で調達する予定であるとのことです。当社としても、鈴木商店と鈴木伸也氏との間の2022年12月6日付金銭消費貸借契約書（借入額：20,000,000円、貸付実行：2022年12月12日、返済期限：2025年12月30日、金利：年1%、担保・保証：なし）、及び、鈴木商店と株式会社クロノス・インターナショナルとの間の2022年12月6日付金銭消費貸借契約書（借入額：235,000,000円、貸付実行：2022年12月12日、返済期限：2025年12月30日、金利：年1%、担保・保証：なし）、並びに、鈴木商店と株式会社グローバルサービスとの間の2022年12月6日付金銭消費貸借契約書（借入額：162,000,000円、貸付実行：2022年12月12日、返済期限：2025年12月30日、金利：年1%、担保・保証：なし）を確認しております。加えて、鈴木伸也氏の2022年11月30日の銀行口座の残高として、金銭消費貸借契約書に記載の金額以上の確認をしております。さらに、株式会社クロノス・インターナショナルの2022年12月6日の銀行口座の残高として、金銭消費貸借契約書に記載の金額以上の残高を確認しております。株式会社グローバルサービスについても、2022年12月6日の銀行口座の残高として、金銭消費貸借契約書に記載の金額以上の残高を確認しております。深山信次氏については、2022年11月18日の銀行口座の残高として、本新株式及び本新株予約権に係る出資比率に応じた、払込に必要な払込資金以上の残高を確認しております。株式会社福屋書店については、2022年11月15日の銀行口座の残高として、本新株式及び本新株予約権に係る出資比率に応じた、払込に必要な払込資金以上の残高を確認しております。加来武宜氏については、2022年11月16日の銀行口座の残高として、本新株式及び本新株予約権に係る出資比率に応じた、払込に必要な払込資金以上の残高を確認しております。宮地広志氏については、2022年11月14日の銀行口座の残高として、本新株式及び本新株予約権に係る出資比率に応じた、払込に必要な払込資金以上の残高を確認しております。株式会社 corporate investment については、銀行口座の開示を頂くことができませんでした。なお、鈴木商店の代表取締役である鈴木依里氏から、銀行口座の確認ができなかった株式会社 corporate investment について、仮に組合契約に基づく出資指示の際に出資する資金が足りない等の事情が発生した場合には、虎ノ門パートナーズ株式会社もしくは神谷

町パートナーズ株式会社に対して、追加で不足分額を充当する用意がある旨を、また虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社の代表取締役である柴貴氏から、虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社においてその不足額分の資金を出資する用意がある旨の説明を口頭で受け、その旨を記載した覚書を確認しております。この点、虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社に実行される予定の鈴木商店からの貸付金は、虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社の出資比率に応じた払込に必要な資金を差し引いたとしても、株式会社 corporate investment 及び宮地広志氏の出資比率に応じた払込に必要な払込資金をまかなうだけに足りる資金が確保されております。また、同組合名義の銀行口座も確認したところ、2022年12月6日時点で同組合への出資は行われていませんが、組合契約に基づき、業務執行組合員からの出資指示に基づき、各組合員から同組合に対し出資が行われる予定です。

また、各組合員から提出を受けた銀行口座の写しのみでは、全ての新株予約権の行使総額に満たないものの、取得した株式を売却し、売却した資金をもって権利行使を行う方針であり、全組合員から同意を得ていることの説明を虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社の代表取締役である柴貴氏から口頭にて受けております。なお、柴貴氏からは他の組合員も当該方針に同意していることを口頭にて説明を受けております。

当社は、割当予定先であるアルファソリッド株式会社から、本新株式に係る払込みに要する資金(99,999,900円)、本新株予約権に係る払込に要する資金(1,129,720円)、並びに、本新株予約権の行使のために必要となる資金(100,008,000円)について、アルファソリッド株式会社を名義とする銀行口座の写しにより2022年11月15日時点の残高を確認しておりますが必要資金を超える残高を有しておりません。本新株式並びに本新株予約権に係る払込に要する資金については、アルファソリッド株式会社の過去の取引先である株式会社ノーヴァンシッピング(住所：大阪府大阪市西区靱本町一丁目4番8号、代表取締役：于宗臻)によるアルファソリッド株式会社への貸付金を原資とする旨を韓成誠氏より口頭にて確認のうえ、2022年11月22日付金銭消費貸借契約書(借入額：100百万円、返済期日：2025年11月30日、年利：1%、担保・保証：なし)及び直近3か月分の各月の月初における株式会社ノーヴァンシッピングを名義とする銀行口座残高が確認できる資料の写しを受領し、同社には各月の月初には本新株式並びに本新株予約権に係る払込に要する資金以上の残高が存在していることから、同社が本株式の払込みについて、特段の支障がないことを確認しております。金銭消費貸借契約書によれば貸付実行日は、2022年11月22日であるため、当該貸付が行われた後の、アルファソリッド株式会社の銀行口座の写しの確認を求めましたが、2022年11月28日現在、貸付は実行されていないとのことです。韓成誠氏からは、当社取締役会にて本新株式及び本新株予約権の発行の決議がなされたことを確認できた翌営業日に貸付を実行する予定であること、加えて、貸付実行後、貸付が行われたことを証する金銭消費貸借約定書及び借主の銀行口座に着金したことが確認できる銀行口座の入出金明細を当社へ提出することを記載した覚書を入手して、現実性を確認しております。

なお、同社から提出を受けた銀行口座の写しのみでは、全ての新株予約権の行使総額に満たないものの、取得した株式を売却し、売却した資金をもって権利行使を行う方針であることの説明を同社の代表取締役である韓成誠氏から口頭にて受けております。

当社は、割当予定先である鄭丁超氏から、本新株式に係る払込みに要する資金(49,999,950円)、本新株予約権に係る払込に要する資金(564,860円)、並びに、本新株予約権の行使のために必要となる資金(50,004,000円)について、鄭丁超氏を名義とする銀行口座の写しにより2022年11月21日時点の残高として本新株式並びに本新株予約権に係る払込に必要な払込資金以上の残高を確認しております。鄭丁超氏からは本新株式及び本新株予約権の払込に要する資金については自己資金で行う旨を口頭で確認しております。鄭丁超氏から受領した直近3ヶ月の銀行口座の写しでは、本新株式及び本新株予約権の払込に要する資金以上の残高が常に確保されているものではありませんでしたが、払込資金以上の残高の確認をしたい旨をお伝えした際には即日に払込資金以上の残高となるように対応頂けたことや、鄭丁超氏から条件交渉中に提供を受けた2022年10月10日付けの銀行口座の残高証明書には本新株式並びに本新株予約権に係る払込に必要な払込資金以上の残高が確保されていたことから、当該払込資金は自己資金であり、払込資金に足る十分な資金を保有されていると判断しております。

なお、同氏から提出を受けた銀行口座の写しのみでは、全ての新株予約権の行使総額に満たないものの、取得した株式を売却し、売却した資金をもって権利行使を行う方針であることの説明を鄭丁超氏から口頭にて受けております。

当社は、割当予定先である古知から、本新株予約権に係る払込に要する資金(7,907,430円)、並びに、本新株予約権の行使のために必要となる資金(700,002,000円)について、古知を名義とする銀行口座の写しにより2022年11月16日時点の残高として、本新株予約権に係る払込に必要な払込資金以上の残高は確認できておりません。古知の代表取締役である前田真宏氏によれば、当該資金は、鈴木商店からの借入金が原資となっているため、当社は、2022年11月16日時点の銀行口座の残高として調達済みである、古知と鈴木商店との2022年11月11日付金銭消費貸借契約(借入額：6,000,000円、返済期限：2025年12月30日、金利：年1%、担保・保証：なし)と2022年11月16日付の金銭消費貸借契約(借入額：1,800,000円、返済期限：2025

年12月30日、金利：年1%、担保・保証：なし）を確認し、さらに、その後に調達した2022年12月6日付金銭消費貸借契約（借入額：100,000円、返済期限：2025年12月30日、金利：年1%、担保・保証：なし）を確認し、古知の銀行口座の残高合計として、本新株予約権に係る払込に要する資金以上になることを確認しております。当該金銭消費貸借契約の返済期限は2025年12月30日となっていたことから、当社の本新株予約権の払込資金としての実効性に問題はないと判断しております。

なお、同社から提出を受けた銀行口座の写しのみでは、全ての新株予約権の行使総額に満たないため、古知の代表取締役である前田真宏氏に対して、本新株予約権の行使に係る資金の確保について質問したところ、当該資金は鈴木商店からの借入でまかなう予定であるとの説明を口頭にて受けております。鈴木商店は古知に対して当社社債の資金として295百万円の貸付金があり、社債の償還期限である2022年12月30日に295百万円の返済が見込まれることから、古知の新株予約権の行使に際しての貸付資金としての財産は確保される見込みです。また、295百万円は古知に割り当てられた新株予約権の行使のために必要となる資金全額である700百万円には及びませんが、前田真宏によれば、新株予約権の行使により取得した株式を売却し、売却した資金をもって残りの権利行使を行う方針であるとの説明を口頭にて受けております。

以上のことから、当社においては割当予定先による払込みに要する資金の確保について、問題はないものと判断しております。

## 6. 募集後の大株主及び持株比率

### (1) 本件第三者割当前の持株数と持分比率

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社鈴木商店	東京都港区南麻布五丁目2番5号	835,800	28.00
サイブリッジ合同会社	東京都渋谷区三丁目1番9号	145,300	4.88
上田 怜史	神奈川県横浜市西区	139,500	4.67
徳力 基彦	神奈川県川崎市中原区	115,200	3.86
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	66,000	2.21
au カブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	60,700	2.03
盧 嘉	東京都中央区	56,000	1.88
株式会社アベニールインターナショナル	東京都目黒区三田一丁目4番3号	42,900	1.44
國本 明伸	大阪府大阪市東成区	40,500	1.36
JP モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	36,100	1.21
計	—	1,538,000	51.51

(注) 1. 「所有株式数」及び「発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合」は、2022年9月27日時点の株主名簿に記載された発行済株式数によって算出しております。

### (2) 新株割当後の持株数と持分比率

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
麻布台1号有限責任事業組合	東京都港区虎ノ門四丁目1番34号	1,888,890	34.79
株式会社鈴木商店	東京都港区南麻布五丁目2番5号	835,800	15.39
アルファソリッド株式会社	大阪府大阪市都島区高倉町三丁目15番1号	370,370	6.82
鄭丁超	Tin Shui Wai, N.T. H.K	185,185	3.41
サイブリッジ合同会社	東京都渋谷区三丁目1番9号	145,300	2.68
上田 怜史	神奈川県横浜市西区	139,500	2.57
徳力 基彦	神奈川県川崎市中原区	115,200	2.12
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	66,000	1.22
au カブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	60,700	1.12
盧 嘉	東京都中央区	56,000	1.03
計	—	3,862,945	71.15

- (注) 1. 「所有株式数」及び「発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合」は、2022年9月27日時点の株主名簿に記載された発行済株式数に、本新株式による発行株式を加えた数によって算出しております。
2. 2022年3月8日付の臨時報告書（主要株主である筆頭株主の異動）でお知らせしましたとおり、当事業年度中において主要株主であるGX PARTNERS CO., LIMITEDは、当事業年度中に主要株主ではなくなりました。
3. 2022年3月8日付の臨時報告書（主要株主である筆頭株主の異動）でお知らせしましたとおり、前事業年度末において主要株主ではなかった鈴木商店が当事業年度中において主要株主となりました。
4. 2022年7月5日付の臨時報告書（主要株主の異動）でお知らせしましたとおり、当事業年度中において主要株主である株式会社クロノス・インターナショナルが当事業年度中に主要株主ではなくなりました。

(3) 新株予約権が全部行使された場合の持株比率と持分比率

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
麻布台1号有限責任事業組合	東京都港区虎ノ門四丁目1番34号	3,777,690	36.09
株式会社古知	東京都港区虎ノ門四丁目1番34号	2,592,600	24.77
株式会社鈴木商店	東京都港区南麻布五丁目2番5号	835,800	7.99
アルファソリッド株式会社	大阪府大阪市都島区高倉町三丁目15番1号	740,770	7.08
鄭丁超	Tin Shui Wai, N.T. H.K	370,385	3.54
サイブリッジ合同会社	東京都渋谷区三丁目1番9号	145,300	1.39
上田 怜史	神奈川県横浜市西区	139,500	1.33
徳力 基彦	神奈川県川崎市中原区	115,200	1.10
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	66,000	0.63
auカブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	60,700	0.58
計	—	8,843,945	84.50

- (注) 1. 「所有株式数」及び「発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合」は、(1)新株割当後の持株数と持分比率に、本新株予約権の行使による新株発行を加えた数によって算出しております。
2. 当社は、当社による2022年12月27日付臨時株主総会決議に基づき発行される本新株式及び本新株予約権を除き、(イ)2025年12月29日、又は、(ロ)未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の普通株式及び当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び発行会社の普通株式を取得の対価とする取得請求権付株式又は取得条項付株式を含むがこれらに限られない。）の発行又は処分（但し、当社又はその子会社の役員・従業員向けストックオプションの付与及び当社の普通株式の株式分割、当社の普通株式の株式無償割当て、新株予約権の行使によるもの、会社法の規定に基づく吸収分割、株式交換及び合併に伴う当社の普通株式の発行又は処分を除く。）を行わないこと及び上記の発行又は処分を実施することに関する公表を行わないことを割当予定先に対して誓約しています。
3. 当社は、割当予定先より本新株予約権を取得した場合には、常に当該譲り受けた本新株予約権を消却致します。
4. 当社は、その普通株式について東京証券取引所グロース市場への上場を維持するよう最大限努力致します。
5. 本件第三者割当の割当予定先の保有方針は純投資目的であり、本新株予約権の行使により取得された株式は、市場動向を勘案しながら売却してゆく方針であります。新株予約権が全部行使された場合の持株比率の計算には、長期保有が見込まれない株式も含まれています。

7. 今後の見通し

今回の資金調達により、債務超過が解消すると共に、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、延いては既存の株主の皆様の利益にもつながるものと考えております。また、今回の資金調達により発行諸費用等の概算額 19,000,000 円が生じる見込みですが当社の業績への影響は軽微です。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、希薄化率が 25 %以上になり、支配株主が異動することになるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。したがって、当社は株主の皆様の意思確認のため、本臨時株主総会にてその賛否をご判断いただく事としました。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
売上高	834百万円	641百万円	632百万円
営業利益	△75百万円	△198百万円	△106百万円
経常利益	△80百万円	△185百万円	△96百万円
親会社に帰属する当期純利益	△374百万円	△345百万円	△740百万円
1株当たり当期純利益	△180.33円	△151.50円	△297.74円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	97.90円	64.79円	△124.91円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,985,180株	100%
現時点における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
始値	1,070	860	511
高値	1,740	2,030	952
安値	810	361	419
終値	872	520	460

② 最近6か月間の状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始値	286円	276円	246円	247円	271円	310円
高値	348円	321円	332円	275円	310円	357円
安値	265円	243円	241円	242円	257円	310円
終値	277円	246円	255円	271円	310円	343円

③ 発行決議日前営業日における株価

	2022年12月8日
始値	332円
高値	357円
安値	328円
終値	343円



(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当による新株式の発行

払込期日	2020年7月6日
資金調達額	99百万円
発行価額	754円
当該募集による発行株式数	132,700株
割当先	O a kキャピタル株式会社
発行時における当初の資金使途	①動画活用支援事業、アンバサダー支援事業における資本業務提携先への出資資金・M&A資金
発行時における支出予定時期	2020年7月～2021年12月
現時点における充当状況	HAIRSTUDY株式会社のM&A資金として35百万円、株式会社popteamのM&A資金として45百万円、株式会社トゥワンラボへの資本業務提携資金として19百万円の総額99百万円を充当済です。

②第三者割当による第9回新株予約権の発行

払込期日	2020年7月6日
発行新株予約権数	3,979個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	2,307,820円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	299百万円
割当先	O a kキャピタル株式会社
募集時における発行済株式数	2,087,080株
当該募集による潜在株式数	397,900株
現時点における行使状況	265,400株(残新株予約権数0個)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	199百万円
発行時における当初の資金使途	①動画活用支援事業、アンバサダー支援事業における資本業務提携先への出資資金・M&A資金(249百万円) ②動画配信システムの機能強化及びクチコミ効果分析システムの機能強化のための継続的なシステム開発投資開発(50百万円)
発行時における支出予定時期	①2020年10月～2022年7月 ②2021年1月～2021年7月
現時点における充当状況	①株式会社popteamとHAIRSTUDY株式会社の買収に関わる株価算定・仲介手数料の費用として9百万円、VH Education Services Private Limitedへ21百万円を充当済みです。なお、2021年5月及び2022年2月に公表いたしました、不適切な会計処理及び支出に起因する第三者委員会による調査並びに過年度決算の訂正にあたり、追加的にコスト負担が生じていることから、当初資本業務提携先への出資資金・M&A資金として予定していた残額118百万円については、調査費用及び訂正決算費用として支出しております。 ②自社エンジニアによるシステム開発投資にかかった費用62百万円のうち50百万円を充当しています。

### ③第三者割当による新株式の発行

払込期日	2021年12月30日
資金調達の額	187百万円
発行価格	407円
当該募集による発行株式数	500,000株
割当先	GX PARTNERS CO., LIMITED
発行時における当初の資金使途	①運転資金（80百万円） ②システム開発費用/開発体制の強化（50百万円） ③資本業務提携先への出資金、M&A資金（57百万円）
発行時における支出予定時期	①2022年1月～2022年2月 ②2022年1月～2022年12月 ③2022年1月～2022年12月
現時点における充当状況	2022年1月～3月までの運転資金として80百万円、アンバサダープラットフォームとLINEとの連携機能や外部システムとの連携機能の開発に50百万円を充当済みです。しかし、2022年2月に発覚した当社役職員による不祥事により、一部顧客との契約解除があったことにより、売上実績が当初想定していた売上計画を下回って推移し、資金繰りの状況が悪化いたしました。これにより運転資金の需要が増大し、残額 57 百万円を運転資金として充当しております。

#### 10. 発行要項

本新株式の発行要項は、別紙に記載しております。

## II. 親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

### 1. 異動が生じる経緯

本件第三者割当による本新株式の割当予定先である麻布台1号有限責任事業組合は、本新株式を発行することにより、当社の議決権の数 18,888 個（本新株式発行後議決権所有割合 34.80%）を所有する株主となることから、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となる見込です。また、同組合は虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社から過半数超の出資を受けており、両出資者は鈴木商店の100%子会社であることから、同組合は鈴木商店の子会社に該当します。よって、鈴木商店が現在所有している当社の議決権の数 8,358 個（本新株式発行後議決権所有割合 15.40%）と同組合が所有する議決権を合算すると、議決権の数 27,246 個（本新株式発行後議決権所有割合 50.19%）となり、鈴木商店は当社の親会社に該当することとなる見込みです。鈴木商店は当社の親会社として、経営に対するアドバイスや必要に応じた役員候補者の紹介及び業務提携先の紹介等で、当社の企業価値向上に資する施策のサポートをして頂けるとの事です。

### 2. 異動する株主の概要

#### (1) 筆頭株主に該当しなくなり、新たに親会社に該当する株主の概要

名称	株式会社鈴木商店	
所在地	東京都港区南麻布五丁目2番5号ザ・ハウス南麻布101号	
代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴木 依里	
事業内容	投資有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務	
資本金	25,000,000円	
設立年月日	2006年4月24日	
純資産	25,337,610円	
総資産	613,234,217円	
大株主及び持株比率	鈴木伸也（100%）	
上場会社と当該株主の関係	資本関係	当社の議決権の28.01%を所有しており、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当いたします。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(2) 新たに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当する株主  
麻布台1号有限責任事業組合の概要は、「5. 割当予定先の選定理由等(1) 割当予定先の概要」をご参照下さい。

3. 当該株主の所有議決権数(所有株式数)及びその議決権の総数(発行済株式総数)に対する割合  
(1) 株式会社鈴木商店

	属性	議決権の数(総株主等の議決権の数に対する割合)		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (2022年9月 27日現在)	主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社	8,358個 (28.01%)	—	8,358個 (28.01%)
異動後 (2022年12 月28日現在)	親会社及び 主要株主	8,358個 (15.40%)	18,888個 (34.80%)	27,246個 (50.19%)

(注) 1. 異動前の総株主等の議決権の数に対する割合は、2022年9月27日現在の総株主の議決権の数29,840個に基づき計算しております。なお、議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。以下同じとします。

(注) 2. 異動後の議決権所有割合は、本件第三者割当による本新株式の発行により増加する議決権の数24,442個を加算した総株主の議決権の数54,282個を基準に算出しております。

(2) 麻布台1号有限責任事業組合

	属性	議決権の数(総株主等の議決権の数に対する割合)		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (2022年9月 27日現在)	—	—	—	—
異動後 (2022年12 月28日現在)	主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社	18,888個 (34.80%)	—	18,888個 (34.80%)

(注) 1. 異動後の議決権所有割合は、本件第三者割当による本新株式の発行により増加する議決権の数24,442個を加算した総株主の議決権の数54,282個を基準に算出しております。

4. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、鈴木商店が親会社に該当し、また、麻布台1号有限責任事業組合がその他の関係会社に該当することになりますが、麻布台1号有限責任事業組合は組合等に該当するため、非上場の親会社等の決算を開示すべき会社等は鈴木商店となります。

5. 異動予定年月日

2022年12月28日

6. 今後の見通し

当該親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動による当社の業績への影響については、精査のうえ、分かり次第お知らせします。また、経営体制への影響については、2022年12月27日開催予定の臨時株主総会にて当社事業の更なる推進とコーポレートガバナンス体制の強化を目的に取締役2名の選任を予定しております。

以上

(別紙1)

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社  
新株式発行要項

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 1. 募集株式の種類及び数       | 普通株式 2,444,445 株   |
| 2. 払込金額             | 1 株当たり 金 270 円   |
| 3. 払込金額の総額          | 金 660,000,150 円  |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 金 330,000,075 円  |
| 5. 申込期日             | 2022 年 12 月 28 日   |
| 6. 払込期日             | 2022 年 12 月 28 日   |
| 7. 募集の方法及び割当株式数     | 第三者割当の方法により、新株式を以下の者に各株数を割り当てる。<br>麻布台1号有限責任事業組合 1,888,890 株<br>アルファソリッド株式会社 370,370 株<br>鄭丁超氏 185,185 株 |
| 8. 払込取扱場所           | 株式会社三井住友銀行 新宿西口支店  |
| 9. その他              | ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。<br>②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。                        |

(別紙2)

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社

第10回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社第10回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 15,362,850 円
3. 申込期日 2022年12月28日
4. 割当日及び払込期日 2022年12月28日
5. 募集の方法及び割当予定先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を以下の者に各個数を割り当てる。

麻布台1号有限責任事業組合	18,888 個
アルファソリッド株式会社	3,704 個
鄭丁超氏	1,852 個
株式会社古知	25,926 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は5,037,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。ただし、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 50,370 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金305円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金270円とする。ただし、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。  
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。  
③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間  
2022年12月29日（本新株予約権の払込み完了以降）から2025年12月28日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由  
本新株予約権の割当日以降、いつでも当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金305円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。  
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
18. 行使請求受付場所  
アジャイルメディア・ネットワーク株式会社 管理部
19. 払込取扱場所  
株式会社三井住友銀行 新宿西口支店
20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い  
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
  - ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類再編成対象会社の普通株式とする。
  - ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - ④新株予約権を行使することのできる期間  
第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第 16 項に準じて決定する。
  - ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
  - ⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件



第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上